

新型コロナ対策のための検疫法、感染症法、  
 新型インフルエンザ等対策特措法改正（2021年2月2日成立）

	内容	改正前	改正後
検疫法	宿泊療養・自宅待機等 感染防止に必要な協力要請	規定なし	患者・感染疑い者に健康状態の報告、宿泊施設から外出しないことを求めることができる（第16条の2）
感染症法	発生届等の感染に関する情報連携	医師→保健所→知事（市長）→厚労大臣等	医師→保健所→知事（市長）→厚労大臣の届出・報告ルートに加え、関係市長・知事にもネットワークで情報共有（第12条）
	知事による入院勧告・措置	入院措置拒否・逃亡への罰則なし	1年以下の懲役／50万円以下の過料（行政罰）
	感染症指定医療機関不足のおそれ等	規定なし	知事は保健所設置市長等、医療機関その他の関係者に入院勧告等の総合調整を行う（第22条の3）
	宿泊療養・自宅療養等の協力要請	知事は、健康状態の報告等の協力要請可	知事は宿泊施設の確保、食事提供等に努め、患者等に健康状態の報告を求め、宿泊施設や自宅から外出しないことの協力を求めることができる（第44条の3）
	新感染症の所見がある者への措置	規定追加	病状に応じて定める新感染症についても新型インフルエンザ等感染症と同様に入院勧告（第46条）、宿泊療養・自宅療養の協力要請（第50条の2）等を規定
	患者が保健所の調査等に協力しないとき	調査拒否や虚偽回答への罰則なし	30万円以下の過料（行政罰）
新型インフルエンザ等対策特措法	臨時の医療施設の開設	緊急事態宣言時のみ開設可（第48条）	緊急事態宣言時以外でも開設可（第31条の2）
	まん延防止等重点措置	規定なし	緊急事態宣言の前段階として「まん延防止等重点措置」を公示する（第31条の4）
			知事は事業者に営業時間の変更などを要請、命令し、その旨を公表可（第31条の6）。命令違反には20万円以下の過料（行政罰）
			知事が立入検査を実施可能（第72条）。虚偽報告や検査拒否などの場合、20万円以下の過料（行政罰）
	緊急事態措置	知事は施設管理者等に施設使用制限などを要請、指示し、その旨を公表する（第45条）	知事は施設管理者等に使用制限などを要請、命令し、その旨を公表可（第45条）。命令違反には30万円以下の過料（行政罰）
知事が立入検査を実施可能（第72条）。虚偽報告や検査拒否などの場合、20万円以下の過料（行政罰）			
事業者、医療機関への支援	規定なし	影響を受けた事業者を支援するための財政措置、医療体制確保のための医療機関への支援（第63条の2）	